

開催日及び場所		令和6年6月13日(木)	横浜植物防疫所会議室	
委員		中曽根 玲子(大学教授) 田中 康晃(弁護士) 嶋矢 剛(公認会計士)		
審議対象期間		令和5年10月1日～令和6年3月31日		
審議対象案件		18件 うち、1者応札案件 4件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件		
抽出案件		7件 うち、1者応札案件 1件 (抽出率38.89%) 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件 (抽出率0%)		
抽出案件内訳	工事	一般競争	1件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件	
		指名競争	公募型指名競争	—
			工事希望型競争	—
			その他の指名競争	—
		随意契約	1件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件	
	業務	一般競争	—	
		指名競争	公募型競争	—
			簡易公募型競争	—
			その他の指名競争	—
		随意契約	公募型プロポーザル	—
			簡易公募型プロポーザル	—
			標準型プロポーザル	—
	その他の随意契約		—	
	物品・役務等	一般競争	4件 うち、1者応札案件 1件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件	
		指名競争	—	
		随意契約(企画競争・公募)	—	
		随意契約(その他)	1件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件	
	(特記事項) 特になし			
	委員からの意見・質問、それに対する回答等		意見・質問	回答等
			<p>「動物検疫所神戸支所葎薬動物検疫場ワクチン貯蔵庫解体及び新築工事監理業務」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・落札率が低率だが、落札価格が予定価格を大きく下回った理由を伺いたい。 ・落札された1者と落札されなかった2者で入札金額に大きな差があるが、それほど差が付くものなのか。 ・工事監理業務とはどういったものなのか。 ・工事業者と監理業者で分けて発注しているということか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・入札により競争が働いた結果である。予定価格は国土交通省が定めている「官庁施設の設計業務と積算要領」に基づき算出している。 ・最も金額を高く設定しているA社は福井県にある会社で、出張費等の経費により入札金額が大きくなったのではないかと推察している。 ・工事全体を監督する業務を指す。 ・然り。
		<p>「動物検疫所関西空港支所検疫場犬舎及び排水処理施設改修工事」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「随意契約の理由及び経緯」にあるC又はD等級とはどういったものか。 ・今回はC又はD等級にしても入札は不調に終わり、随意契約になったということか。 ・担当者の感覚として、予定価格が低すぎたという認識はあるか。 ・最終的には落札業者がかなり値段を下げたということか。 ・仮に落札した業者が「これ以上値段を下げられない」という回答をしてきた場合、どのような対応をするのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・競争入札参加資格の条件があり、予定価格の金額に応じて等級が決まっている。 ・然り。応札者は複数いたものの予定価格には届かなかったため、随契協議をさせていただいたうえで随意契約とした。 ・特にはない。推測にはなるが、工期の開始時期が10/31と中途半端な時期だったことも不落に終わった理由の一つではないかと考えている。 ・然り。 ・基本的には再度公告を行い改めて入札を行う。 	
		<p>「小型貨物自動車交換購入契約」(中部空港支所・名古屋出張所)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・応札者が1者になった要因を伺いたい。 ・ハイブリット車にしないといけないのか。 ・公告の期間が21日だったのがやや短いということか。 ・「調達ポータルサイトの使い勝手を向上してほしい」という意見に対して、どのように考えているのか。 ・今回の案件は、車種等の制約はあるもののそれほど厳しい条件であるようには思えないのだが、もう少し何とかならなかったのか。 ・ハイブリットの制約は国の基準なので仕方ないが、仮に基準がもう少し緩かったら応札者は増えるのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・広告の時間がやや短かったこと、また半導体不足の影響で納期が読めないこともあり、入札に参加しなかった可能性がある。また総合評価について、燃費の環境性能面の面でハイブリット等を条件に掲げていたが見合う車種が限定されたことよると考えている。 ・国の調達の方針で、官用車を購入する場合はハイブリット車以上にすることが求められている。 ・然り。1か月ほど取れば状況が変わったかもしれない。 ・調達ポータル自体は農林水産省が所持しているシステムではないが、必要に応じて改善を要求していきたい。 ・推測にはなってしまうが、10/20～3/29という納車期間が厳しかったのではないかとこの考えもあり、公告をもう少し早めにしておけば応札者数を増やせた可能性はある。 	
		<p>「農林水産省動物検疫所GSS端末貸借及び保守業務 174式」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・落札率が低く予定価格との開きがあるが、その要因を伺いたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・コロナウイルスの影響でテレワークが普及し、パソコンの需要と供給がいずれも高い状況にあった。その翌年の2023年になる頃にはある程度パソコンが市場に出回っていて、メモリーやSSDがだぶつき気味になっていたうえ、新たな高性能プロセッサが発売される予定もあった。そうなるに我々が要望しているコアが型遅れのものになるため、在庫を抱える企業側も型遅れのものを安く売り払ってしまうと考えた末に落札率が低率になったのではないかと考えている。 	

<ul style="list-style-type: none"> ・入札説明書受領業者が19者あり、2者応札して、結果的にもう1者が辞退したことについてどのように認識しているか。 ・パソコンの共通要件を決めているのはどこなのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・辞退された1者について、当初は応札の参加意思はあると聞いていたが、納期が厳しいということで辞退されたと同っている。 ・業務用のパソコンリースは量販店で購入するような出来合いのものをそのまま渡すというのではなく、組み立てが必要となり、174式の組み立て時間を確保しきれないというハードルがあったのではないかと推察している。 デジタル庁が示している要件定義に従って、動物検疫所で作成した調達仕様書及び要件定義書を本省が了解した上で公告している。
<p>「令和5年度動物検疫所におけるマイクロペット点検・校正業務」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マイクロペット点検・校正業務というのは特殊な業務なのか。 ・普通の業者が応札に入るのはなかなか難しいか。 ・入札公告方法の検討結果に「×」の記載があるが、どういうことか。また、多くの人に参加してもらえるような取り組みは行っているということか。 ・1者入札のアンケート結果に「業務内容、業務量の記載が不明瞭で分かりにくく、把握ができなかった」という意見があったが、改善はされているか。 ・こういった案件は内部では共通認識があるものの、外部から見ると書いてある内容が分かりづらいということが多く、第三者の視点で記載内容を考えていただくことも大事だと思う。 ・令和元年度、令和2年度とB社の応札があったようだが、今回は無かったのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・然り。専門的な技術が必要となる。 ・入札公告を1か月掲げているものの2者しか応札がなく、価格競争がしづらいところもあったのではないかと認識している。新規の掘り起こしもなかなか難しいところがある。 ・メールマガジンは既に実施しているため「×」と記載しており、また、ホームページでも公告を行っている。 ・改善はしたものの、今回は結果的に2者しか応札がなかった。 ・今回は応札も入札説明書の取得もなかった。
<p>「動物検疫所横浜本所における遺伝子検査精密機器点検」（横浜本所）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機器の点検にはかなり専門的な知見が必要なのか。慣れている業者でないと難しいか。 ・見積書はどのように取っているのか。見積もりは入札公告の前に取ると思うが、どのような入札が行われるのかが分かる一覧を發出しているのかを伺いたい。 ・D社の見積書のうち派遣費が0になっているが、どういうことか。 ・その記載方法については特段問題がないという理解でよろしいか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・販売されているメーカーの純正の点検で、いわゆるPCRを行う機械であり、適正温度を一定期間内に上げ下げできる能力が求められ、96本のチューブすべてを同じ温度でコントロールする必要がある。またリアルタイムPCRという装置は、遺伝子が増えていくと色が濃くなっていき、色を計測するための工学システムの点検も必要になってくる。 ・動物検疫所のホームページに上期・下期の入札予定情報を載せている。 ・推察にはなるが、各機器の価格に派遣費が組み込まれているのではないかと。 ・然り。
<p>「移動式レンダリング装置積み込み・輸送業務」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移動式レンダリング装置とはどういうものか。 ・家畜伝染病への対応は迅速さが求められるものであるが、基本的に随意契約になることが多いのか。 ・過去にも似たような事例はあったのか。 ・その時も随意契約だったのか。 ・では、今回の案件は緊急ではないということか。 ・返却はなく、装置を鹿児島にずっと置いておくということか。 ・例えば関東地方で疾病の発生が生じた場合、また拠点を移す必要があるのか。 ・今回の移動で名古屋の拠点はなくなったということか。 ・過去に2件以上の輸送実績があるところから随意契約をされたと認識しているが、その中から1者を選択するに至った判断の根拠を教えてください。 ・玉掛け資格者とはなにか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・家畜の肉をミンチ状に破碎し、加熱して病原体を不活化する装置。今般、国内では豚熱という豚の病気が発生しており、豚熱は畜産業に甚大な影響を与える疾病として国内で指定されている。豚熱の発生があった場合は、その農場の家畜を殺処分して、埋却を行う。南九州地域は国内の豚の3割が飼育されている密集地帯であり、こういった埋却地の確保が難しいところで豚熱の発生があった際にレンダリング装置を使用することを想定している。 ・今回は愛知県に配備している装置を鹿児島に輸送するための契約であった。豚熱の発生リスクが増大していることから、事前に輸送しておこうという考えである。 ・過去にレンダリング装置を使用した実績は、平成31年の大阪府、令和3年の神奈川県のみである。 ・実際に都道府県に貸し出す際は、都道府県と事業者との契約になる。動物検疫所は装置を保管して管理する側であり、発生時の輸送や稼働に係る経費は都道府県が負担する。 ・今回のケースは疾病が発生する前に、愛知県にあるレンダリング装置を鹿児島県に配置換えするための契約であった。 ・南九州地域で豚熱の発生リスクが高まっている状況であり発生した際に輸送に時間がかかってしまうため、緊急的にレンダリング装置の拠点を移す必要があった。 ・然り。 ・関東で疫疾病が発生した場合は、横浜にある装置を使用することになる。 ・然り。ただし、名古屋には新装置を年度内に配備予定。より養豚が盛んで発生リスクが高まっている地域に移すという考えから今回の措置を取った。 ・過去にレンダリング装置の運搬実績がある業者は4者あるが、そのうち過去に名古屋から九州への運搬実績のある業者を選択した。 ・クレーン等に吊り荷を掛け外しすることを玉掛けといい、これらの作業を安全に行うために必要な資格である。
<p>委員会による意見の具申又は勧告の内容</p> <p>[これらに対し所長が講じた措置]</p>	<p>特になし</p>